

CITY OF YOKOHAMA

市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会
令和8年2月16日
消防局

市第121号議案 横浜市火災予防条例の一部改正



横浜市

1 サウナ設備

2 火災に関する警報

	サウナ設備	火災に関する警報
背景	<p>少人数で利用することができるサウナが全国で普及したことで、規制が求められ、総務省消防庁から簡易サウナ設備の位置や構造などの基準を示した「対象火気省令（※1）」及び「火災予防条例（例）（※2）」の改正が公布されました。（令和7年11月12日）</p>	<p>大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報及び警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）の改正が公布されました。（令和7年8月29日）</p>
横浜市火災予防条例	<p><u>示された基準を本市においても規定するため改正</u></p>	<p><u>本市の状況を鑑みた所要の改正</u></p>

※1 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」
 ※2 各自治体が規定する火災予防条例のひな型として消防庁が規定している条例（例）

1 サウナ設備

1 対象火気省令

- (1) 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」の追加
- (2) 「簡易サウナ設備」の防火上有効な構造、安全を確保する装置等に係る規定の整備
- (3) 従前の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に名称変更

2 火災予防条例（例）

上記内容を反映した条文が追加

● 簡易サウナ設備と一般サウナ設備

簡易サウナ設備

屋外に設けたテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける
まきや電気を熱源とする定格出力6キロワット以下の放熱設備

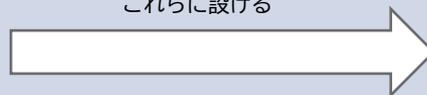


テント型サウナ



バレル型サウナ

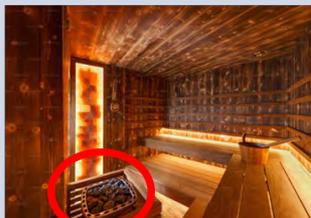
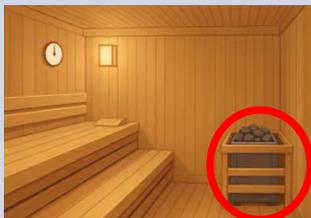
これらに設ける



放熱設備

一般サウナ設備

簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備）



● 横浜市火災予防条例の改正内容

「対象火気省令」及び「火災予防条例（例）」の改正に伴い、横浜市火災予防条例を次のとおり改正します。

簡易サウナ設備（第8条の2）

- 1 簡易サウナ設備の位置及び構造の基準を新たに規定
 - (1) 建物等からの離隔距離の確保
 - (2) 温度の異常上昇時の熱源遮断装置の設置
 - (3) そのほか条例第4条で定める規定の一部を準用
- ※ 炉の位置・構造等の予防措置を準用

一般サウナ設備（第9条）

- 1 条文の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に名称変更
- 2 まきなどの固体燃料を熱源とするサウナ設備の場合は、取灰入れ及びたきがら受けを設置

その他所要の整備（第45条及び第74条）

- 1 消火器具に関する基準（第45条）

条文の「その他多量の火気を使用する場所」にサウナ室を含めることとしたため「サウナ室」を削除
- 2 火を使用する設備等の設置の届出等（第74条）
 - (1) 届出等の対象に簡易サウナ設備を追加
 - (2) 「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に名称変更

2 火災に関する警報

● 火災予防条例（例）改正に伴う本市の対応

火災予防条例（例）の改正内容	本市の対応
<p>1 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項</p> <p>(1) 「火災に関する警報」は消防法第22条第3項の警報であることを明確化</p> <p>(2) 屋内での裸火使用に対する従来の制限（窓や出入口の閉鎖義務）を削除</p>	<p>一部規定 (赤字部分)</p>
<p>2 林野火災の予防に関する事項</p> <p>(1) 林野火災に関する注意報</p> <p>ア 気象状況に応じた、市町村長による林野火災注意報の発令</p> <p>イ 注意報発令中に求められる、区域内の者による火の使用制限への努力義務</p> <p>ウ 林野火災の危険性に応じた、市町村長による努力義務対象区域の指定</p> <p>(2) 林野火災予防を目的とした火災警報発令時の火の使用制限</p> <p>林野火災予防のための火災警報発令に伴う、火の使用制限対象区域の指定</p>	<p>規定しない</p>
<p>3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙・火炎を出すおそれのある行為に「たき火」が含まれることを明確化</p> <p>(2) 消防長（消防署長）による、届出対象となる期間及び区域の指定</p>	<p>一部規定 (赤字部分)</p>

● 横浜市火災予防条例の改正内容

「火災予防条例（例）」の改正に伴い、横浜市火災予防条例を次のとおり改正します。

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第35条）

火災に関する警報に「消防法第22条第3項に規定する」を追記

火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出（第75条）

火災とまぎらわしい煙・火炎を出すおそれのある行為に「（たき火等を含む。）」を追記

● 施行予定期日等

1 施行予定期日

- (1) サウナ設備の規定 令和8年3月31日
- (2) 火災に関する警報の規定 公布の日

2 経過措置

なし

消防庁通知において、「林野火災発生時に広範囲に延焼する危険性が低いと考えられる林野のみである市町村にあっては、火災予防条例において、必ずしも林野火災注意報制度を位置付けることを要しない」とされている。

林野火災の予防に関する事項を規定しない理由について

横浜市内のまとまった緑地※1である3,000㎡を超える樹林地を有する公園や市民の森では、火気の使用について横浜市公園条例等により、既に制限されている。

それ以外のまとまった緑地である地域森林計画対象森林は面積が1,682.65ha、林野面積率が約3.8%にとどまり、林野火災発生時に広範囲に延焼するリスクは限定的だと考えられる。

※1 3,000㎡を超える樹林地

【地域森林計画対象民有林 分布状況】

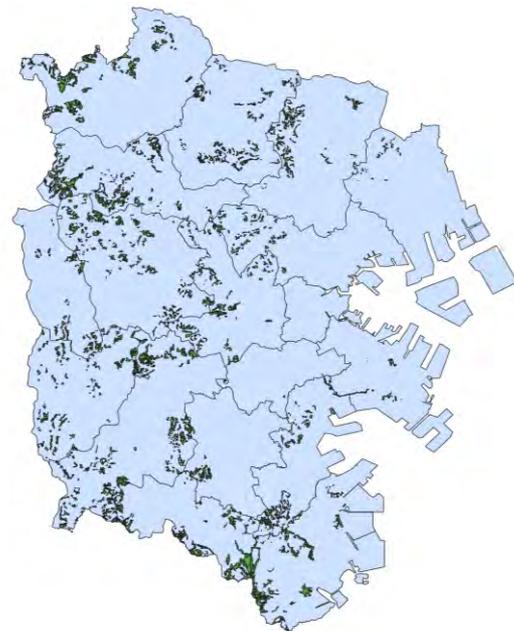
〈本市における林野面積率〉

市民の森及び公園内の3,000㎡を超える樹林地 等	約1.7%(約737ha)
市内の地域森林計画の対象森林※2	約3.8% (約1,683ha)

※2 森林整備計画参照

〈大船渡市との林野状況比較〉

市町村	総面積	林野面積率(林野面積)※2
大船渡市	32,251ha	約81.0%(約26,132ha)
横浜市	43,778ha	約3.8%(約1,683ha)



明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA